

明る未来のために

差別をするのも、人。差別をなくせるのも、人。
そっとしておくだけではなくなりません。
同和問題についてよく学び、つながること。
そして、一人ひとりが自ら考え行動すること。
それが「明るい未来」へとつながります。

2016年12月に「**部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)**」が施行され、部落差別は許されないものであることが宣言されました。
小郡市でも、法律をふまえて、2018年3月に「**小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例**」をより充実した内容に改正しました。

部落差別解消推進法のポイント

- ☆**部落差別の存在を初めて認めた法律です**
「現在もなお部落差別が存在する」(第1条)と記されており、部落差別の存在を初めて法律で認めただうえで、「部落差別は許されないもの」と明確に述べられています。
- ☆**同和問題の解決を目的とした法律です**
「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする」(第1条)と記されており、同和問題の解決そのものを目的とした初めての法律です。
- ☆**国と地方公共団体の責務を明らかにしています**
国と地方公共団体には、部落差別解消推進のための以下の3つの施策を行っていく責任があると記されています。
①相談体制の充実(第4条) ②教育・啓発の実施(第5条)
③部落差別の実態に係る調査の実施(第6条)

小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例のポイント

- ☆**必要な調査を実施するよう記されています**
小郡市では施策のために必要な意識調査や実態調査を実施したうえで、事業に取り組んでいます。
- ☆**教育・啓発の実施や相談体制の充実に努めるよう記されています**
2000年(平成12年)制定の人権教育・啓発推進法や部落差別解消推進法をふまえ、小郡市でも教育・啓発や相談体制の充実に努めます。
- ☆**審議会を設置するよう記されています**
「部落差別撤廃・人権擁護審議会」を毎年開催し、重要事項や市の取り組みについて審議し、施策に取り組んでいます。

7月は『同和問題啓発強調月間』です